

<別紙>

処分理由の詳細

内容	関係法令
当社が、船員の労務管理を行う主たる事務所（以下、本社）に備え置く労務管理記録簿において、法令で定める労働時間の上限を超えないように修正した虚偽の労働時間を記載したこと。	船員法第 67 条第 1 項 船員法施行規則第 45 条第 1 項 第 4 号 船員法第 131 条第 1 項第 5 号
当社が、本社に備え置く報酬支払簿において、割増手当の項目に、虚偽の記載をした労務管理記録簿に基づく時間外労働時間数で計算された割増手当の額を記載しており、実際の労働時間に基づかない虚偽の割増手当額を記載したこと	船員法第 58 条の 2 船員法施行規則第 4 2 条第 1 項 船員法第 131 条第 1 項第 5 号
当社が、給料その他の報酬の支払いに関する事項について、虚偽の時間外労働時間数を記載し、虚偽の時間外労働時間数に基づく割増手当の額を記載した給与その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面を交付したこと。	船員法第 53 条第 3 項 船員法施行規則第 40 条の 2 第 1 項第 1 号 船員法第 131 条第 1 項第 2 号
当社が、令和 4 年 12 月、令和 5 年 8 月及び 9 月に少なくとも 4 名の船員に労働時間の限度（1 日当たり 14 時間、又は 1 週間当たり 72 時間）を超えて、作業に従事させたこと。	船員法第 65 条の 2 第 3 項 船員法第 130 条
当社が、令和 5 年 8 月 28 日及び 9 月 18 日の監査において、船員労務官からの帳簿書類の提出要請及び質問に対し、虚偽の記載をした労務管理記録簿を提出させ、及び虚偽の申述をさせたこと。	船員法第 133 条第 2 項第 5